

第九回 参議院大蔵委員会會議録第七号

昭和二十五年十二月四日(月曜日)午前
十時五十七分開始

本日の會議に付した事件

○特別徴借復旧特別會計法案(内閣送付)

○國民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小串清一君) これより大蔵委員会を開会いたします。

特別徴借復旧特別會計法案の予備審査を開始いたします。提案の理由を当局者より御説明を願います。

○政府委員(西川甚五郎君) 只今議題となりまして特別徴借復旧特別會計法案の提出の理由を御説明申し上げます。

従来、特別徴借の復旧工事に關する納付金等の徴收及び復旧工事に關する負担のための支出等の経理は、特別徴借復旧臨時措置法に規定する特別徴借復旧公社において行ふこととなつておつたのでありますが、別途提出いたしました御審議を願つております通り、今同法の一部を改正して特別徴借復旧公社を廃止して國においてその業務を引き継ぐこととなつたに伴い、これに關する政府の経理を明確にするため、特別徴借復旧特別會計を設置することにいたしましたのであります。本會計は、特別徴借復旧臨時措置法に規定する納付金、受益者負担金、寄附金、返納金及び附屬雑収入を以て歳入とし、同法の規定による復旧工事に要する費用の負担のための交付金、その他の諸費

をもつて歳出といたします。なお本法案は、この會計の予算及び決算の作成及び提出に關する手續等特別會計に必要な事項を併せ規定いたしてあります。

○委員長(小串清一君) それではこの審査はあと廻しにいたします。

○委員長(小串清一君) すでに予備審査として質疑を開始しております國民金融公庫法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。

○松永義雄君 國民金融公庫についてちよつとお尋ねしたいのですが、まあもつと借りたい借りたいという人が沢山押しつけて来るのですけれども、何とかもう少し殖やすわけには行かないでしょうか。

○政府委員(舟山正吉君) 今回御審議を願いますのは今年度三月までに貸與する資金でございます。来年の分は更に増資を計画いたしまして通常國會に御審議願ひたいと考えております。それで三月までの資金量につきましてはこの出資の外に回収金を若干あります。貸出期間も十二月を入れますので四月か五月かになります。その点貸出の能力を考えた上でこの程度で適當であるかと考えておるような次第であります。

○松永義雄君 まあ借りる人は誰でもいい人ばかりとも言えないでしょう。支拂時期が来ても返還しない人も相当あるかと思ひますが、回収率はどうか。

○政府委員(舟山正吉君) 國民金融公庫の貸出については回収率は非常に良好でございます。事故は一部に満たない数字だと思ひます。それと申しますのも、まあ現在借入れ希望に對しまして實際貸出は少い、従つて厳選するというところもあるかと思ひますけれども、まあ資金をもつと殖しましても回収率については懸念はそうないかと考えております。

○松永義雄君 貸出先は主として町か村が多いように感じられるのですが、村の百姓の方もどん／＼出すおつてもりなんでしょうか。

○政府委員(舟山正吉君) まあ生業資金と銘打つておるわけでありまして、農業のほうの關係は多少資金も長期でなければならぬと性質が違ひますので、まあもつぱら都市生活者に重点は置いておる次第であります。

○松永義雄君 例へば養鶏とかかすぐ売れば金になるような仕事、そういう方面にもやはりお出しになるといふような氣持なんですか。

○政府委員(舟山正吉君) 事業計画によりまして生業を助けるものであればこれを出す建になつております。實際問題として養鶏の数字がどのくらいになつておりますかは大分細目に耳りますので只今記憶いたしておりませんけれども、或いは出ておるのではないかと考えております。

な言葉があつたのですが、國民金融公庫の金というのもそういう意味で、表面にそういうことであるとは申されないうでしようが、そういうお氣持の含みもあるでしようか。

○政府委員(舟山正吉君) この公庫の建前といたしましてはゆる救済的な金融は飽くまでしないという建前でございます。従つてまあ普通の金融機關に借入を申込みましても金額が小さ過ぎるとかいうようなものにつままして、國の制度といたしましてこれを救済の救済金融とか、金を出し放しで惠むのであるといつた思想は一切排撃してあります。

○松永義雄君 ただ希望であります。相対希望が沢山あるように感じられるのですけれども、ところが融資した人たちが必ずしも全部が全部まじめな人でないといふふしもある。健全なる努力家という方々にどん／＼貸して頂くように、できるだけ金をふやして頂くようにお願いいたします。

○藤下政一君 先般委員会でも舟山局長から御同様の話を承つたのですが、資金を假にこれ以上増額しても現在の國民金融公庫の事務能力といひますか、その方面で相當制約されて、大體今回の増資額も今年度一ぱいの分としましては、事務能力なんかと脱み合せて考えて行つて適當じゃないかというお話があるのですが、非常に今民間で要請されておる融資は一つの大きな源になつておるものなので、國民金融

公庫に對する國民の希望というものは、更に以上以上に資金が増額されて要請通りに貸付がして貰いたいというところにあるわけなんです。それがたとえそういう増資を断行しても事務能力の点で制約を受けるというよりなことは、これは私は國民の希望に副うゆえんでないと思つたので、若し事務能力という点がそういう貸出を制約する一つの大きな支障になつておるとするならば、これは政府は速かに能力の拡充ということをお考へることが妥當じゃないかということを考へるのですが、その点に何か構想をお持ちになつておられるでしようか。

○政府委員(舟山正吉君) これは前回の委員会にも御説明申し上げたのであります。政府の中小金融対策といたしましては、國民金融公庫だけに頼つておるのではないのであります。実は國民金融公庫の扱います資金量は原則として一人五万円、例外的場合に十万円、おおよそ少額のものでございます。中小金融の疎通ということにつきましては、もつとこれよりも金額が多い向きに對して救済便宜の手を差伸べる必要があるものであります。そこで別途例えれば見返資金によります中小金融資金の枠の擴張とか、或いは今臨時國會に通産省から提案になりました中小金融信用保險制度の創設とか、或いは普通銀行におきます中小金融専門店舗の機能の促進とか、こういうようなことを併せて中小企業に對する金融を打開して行きたいと考えておるので

な言葉があつたのですが、國民金融公庫の金というのもそういう意味で、表面にそういうことであるとは申されないうでしようが、そういうお氣持の含みもあるでしようか。

○政府委員(舟山正吉君) 事業計画によりまして生業を助けるものであればこれをを出す建になつております。實際問題として養鶏の数字がどのくらいになつておりますかは大分細目に耳りますので只今記憶いたしておりませんけれども、或いは出ておるのではないかと考えております。

○松永義雄君 中小企業に對する融資の中にお掛け貸出資金とかいつたよう

な言葉があつたのですが、國民金融公庫の金というのもそういう意味で、表面にそういうことであるとは申されないうでしようが、そういうお氣持の含みもあるでしようか。

な言葉があつたのですが、國民金融公庫の金というのもそういう意味で、表面にそういうことであるとは申されないうでしようが、そういうお氣持の含みもあるでしようか。

でございます。ただ公庫の事務能力がこれだけで一ぱいであるからこれ以上の資金は要らないという見通しを持つておるわけではございません。現に来年度は公庫の機構も拡大せられるわけでございます。これらの中小金融対策を一連として活用して参りたいというのが私共の考え方であります。

○委員長(小串清一君) ちよつと申し上げます。国民金融公庫から最上理事が見えておりますから御質問がございましたら同時にお願いいたします。

○森下政一君 そうですね。来年度におきましては金融公庫の事務能力といえますか、その拡充とかいうこともお考えになつておるわけでございますか。

○政府委員(舟山正吉君) さようでござります。

○森下政一君 了承しました。

○木村禮八郎君 たび／＼お伺いするのですが、国民金融公庫の預金部からの借入ですね、あれをもつとスムーズにできるようにするには金庫法ですか、そのほうの改正からやらなければ無理なわけなんです。例えば年末金融で仮に十億を預金部から借りるといふ場合には、その金庫法のほうで予算を十億というものを殖やして国会において承認を得なければ預金部から借りることはできないのですか。それとも今の規定で拡張解釈とよく言われますが、あれで国会に予算を出さなくてもできるのかどうか、その点をお伺いしたいのです。

○政府委員(舟山正吉君) 現在公庫では前に府県から出しておりました厚生資金の関係、これは厚生省の金でありますが、これを現在では公庫が一括し

て公庫の貸出金として扱ひ取扱になりまして、そのために公庫法の規定を改訂いたしました。政府から借入をなすことができるという抽象的な字句が入つております。これを活用いたしますれば、預金部資金についても同じ政府からの借入でありますから借入が可能だと考えております。それで現在預金部からの借入を阻んでおりましたのは、預金部資金の貸出方針についての関係方面の意向と、それからもう一つは、補正予算を組まなければならぬという財政上の制約でございます。来年度は公庫の予算につきましては何か弾力事項を入れまして、必要があれば借入れられるというふうにいたしたい。そうすれば現行法のままで預金部から借入ができるというふうに考えております。

○木村禮八郎君 それでわかりました。やはり預金部のほうの貸出の都合はよくなつても、国民金融公庫のほうの側で現在の状態ではやはり補正を組まなければならぬのですか。預金部の借入金でもそういうことになつておるわけですか。

○政府委員(舟山正吉君) そうであります。○木村禮八郎君 そうしますと、今度改正を御用意されているというのには、そういう規定にかかわらず、補正を組まなくても預金部から或る程度まで弾力的に借入ができる、或る限度を設けてそういうような改正をお考えになるわけですか。

○政府委員(舟山正吉君) 予算総則に何かそういうようなことを講じたならば、年度途中の臨時の資金の必要がありました場合には、預金部から借りら

れるのではないかとということで研究しております。若しそれが法制上非常にいかんという事になりますれば、なお通常国会もありましてありますから公庫法の改正もいたしたいと考えるお次第でございます。

それから別途その法制的な問題と、預金部資金の放出をどの程度ならば認めるかということがあるのであります。これは公庫も政府関係機関でありまして、この金を貸していけないという事にはならぬと考えるのでござります。

○木村禮八郎君 例えこれば中小企業連盟のほうから陳情を受けたのですが、出資金を百五十億としてすぐには政府が拂込まないで、必要ある都度拂込んでよろしいと、そういう前提の下に一応出資金は例え百五十億という枠を設けておくという事は可能なんですか。

○政府委員(舟山正吉君) 極めて融通性のあるお考えでありますけれども、現実的には公庫の資本金を拂込みます場合に、予算的措置を講ずるわけでありまして、そのときに現状におきましては関係方面との折衝その他いろいろの制約がございますので、ただ資本金を見かけだけ多くしておくと、これは私は意味のないことだと思ひます。

○木村禮八郎君 これはまあ現実の問題なんです。実はどつ／＼ばらんに申上げまして、衆議院でそういう只今申上げたような改正と、それから公庫法の改正を一応あちらさんに出してOKを求めておるといふことを聞いたのですが、実際の問題としてそれは今の段階で、これはまあ予測になるから困難

かも知れません。併し努力のしようによつては年末に間に合うように何かそれが実現する可能性があるかという点をちよつとお伺いしたいのです。

○政府委員(舟山正吉君) 年末対策といたしましては、今度の増資十億、これが法案のほうで改正になりまして、又予算のほうを通りますれば直ちに国庫から拂込をいたしますから、それで十分年末対策ということにはなるのじやないかと考えておる次第でございます。例えは資本金を百五十億にするというふうな画いた餅をこしらへることには余り実益がないのじやないかとこのように考えます。

○委員長(小串清一君) この金融公庫法の外に、今提案理由の説明のありました特別徴収復旧特別会計法案について若し御質疑がありますれば、主計局長の佐藤法規局長が見えておりますから、どちらでも同時に両方質疑を開始いたします。

○木村禮八郎君 公庫のかたが見えておるのですか。

○委員長(小串清一君) 金融公庫のほうは最上理事が見えております。

○木村禮八郎君 実は中小企業連盟のほうからいろいろ陳情を受けておるのですが、只今舟山局長から年末の中小企業金融対策としては、今度の措置で間に合うのじやないかというお話ですが、公庫の側としてはどう思つておられるか。年末中小企業金融の状況及びその公庫側の見方ですね、公庫としてその要求に対してどの程度賄ひ得るか、そのこととを一つお伺いしたいのです。

○説明員(最上孝敏君) 私共といたしましては資金の多いのに越したことはございせんませんが、今度も十億を早に出して頂きますれば、そのうち大体私のは六億か七億年末に放出したいと思つております。その程度出しますれば先ず一応或る程度各地方の御要望を満たすことができはしないかと考えております。

○木村禮八郎君 大体いま年末を控えて公庫の要求というのはどのくらいですか。

○説明員(最上孝敏君) 実は最近私共のほうで各支部長を集めて相談したのであります。そのとき支所長に大体の見当をつけさせて、どのくらい年末に要するだろうか、それが丁度今申上げました七億を少し上廻り八億というふうな数になつております。最初の計画では十億のうち半分の五億を出そうというふうに考えておつたのですが、各地方のそういうふうな要望を考へてみますと、もう少し出さなければならぬということになりまして、まあ七億程度なら大体支所長も納得いたしましたので行けるだろうということになつたわけでありまして。

○木村禮八郎君 そうしますと、まあ貸出の余力としてはこれプラス回収分があるわけですが、どのくらいになるのですか。

○説明員(最上孝敏君) 大体最近一月のところ一億五、六千万円になつております。

○油井賢太郎君 只今のお話ですが、今度の補正予算で大体十億というものを増加して、それから本予算ではどのくらい増加するといふお見通しになつておりますか。

○政府委員(舟山正吉君) 本予算につきましては、まだ正式に決まつており

ませんのでありますが、来年度は大体借入金を含まして三十億程度資金増加を図つた方がいいのじやないかという計算が一応できております。まだ本予算につきましては確定いたしておりません。

○油井賢太郎君 確定しないとしても大体それで計上される見通しをおつけになつておるのですか。それとも場合によるとそれは計上されない運命になるかという点についてはどう考えておりますか。

○政府委員(舟山正吉君) 来年度予算に計上するのは確定的のものであると私は了解いたしております。

○油井賢太郎君 そこで只今の金額三十億と言いましたすな、合わせまして七十億になるのですか。ところが国民金融公庫の利用というものは非常に上昇しておるのですね。それで実際にはもつと需要が多くなるだらうという見通しもつのです。その場合に只今のような七十億なら七十億にしても、もつと資金が入り用になつたときに国会の都合等で以て開催されずしてみます国民の要望に應えることができないというのを思い切つて会計に百億なり百五十億というような金額を計上して置いても、それは法律を改正はしたつて予算が伴わなければ別問題でありますから、法案としてはそういうふうな相対先を見通して改正してもいいのじやないかと思つてますが、それに対しては当局はどういうふうな考へておられますか。

○政府委員(舟山正吉君) これも先程少し申し上げたところでありまして、この公庫の出し得ます貸付限度というものは、原則として五億、例外の場合には十億、これをもう少し増したらいいいのじやないかということも言われておりまして研究はいたしておりますが、とにかくこの公庫の担当いたします中小金融の部面というものは、或る特定の目的に或る特定の範囲に性質が限られるわけでありまして、そこで政府の中小金融対策といたしましては、このほかに中小企業保険制度の創設とか、或いは見返資金からの中小金融資金の増加、その他にもなお預金部資金に よります金融債、と申しまして、特に商工中金の債券の引受、こういうようなことが一連のものとして今後実施せられる見込でありますので、この公庫に対する重荷というものが若干減少もして参るわけでありまして、こういうものを一体といたしまして資金量を考えて参りたいというのが当局の考へ方でありまして。

○油井賢太郎君 その点は当局の方と我々の方と観念が違つておるものであります。これは後述にいたしまして、この際金融公庫の最近の実施の状況と、利率の状況、それから一般に金融機関が利子の引上を行つておるような趨勢がありまして、金融公庫でもそういうこと考へておるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) この公庫の貸出の利子につきましては月一分、年一割二分ということになつておるんですが、これは来年度におきまして引下げようという指導をいたしたいと考へておる。その他の営業状況につきましては公庫の方から詳細に申し上げます。

○木村禎八郎君 それに関連しまして、只今油井君から貸出の限度についてお話があつたのですが、これは公庫ができた当時の物価事情から考へましてどうも低いように思つておる。その限度をもう少し上げられるような考へはあるのか、どの程度のお考へを持つておられるのか、御腹案でもありませんか。

○説明員(最上孝敏君) 公庫発足当時は一人当たり五万円だつたのでございまして。それを中頃から特別の場合十万円というふうなことにしまして、初めはかなりその特別を強く抑えておつたのであります。だん／＼需要が多くなりましたために最近では十万円程度がそれほど少くない計数になりました。今のところ私共の方の窓口などの担当者も少し上げてほしいという声がございます。今のところもう一つの限度といたしまして数人が共同に仕事をする場合の連帯貸付、これを最初は十人で五十万までとなつておりましたが、これを一人が十万まで上りましたので特別の場合十人で百万までということになつておる。百万でも少し足りないのじやないかという声が、これも前の一人について十萬の範囲内というほどではございせんが、これもちよ／＼聞くのであります。まだ私共の方として上げようというところまで決心がついておりません。

○木村禎八郎君 銀行局長にお伺いしたいのですが、中小金融の／＼な機関も最近政府が／＼始めたようでありまして、保険基金も一つ、それから見返からの協同融資とかい／＼あります。特に中小金融として資金難をかこつておるのはいわゆる零細企業です。最近の政府の中小金融に對する多くのものは設備資金に對する融資が多いようですが、ところが業者の方は設備資金よりもむしろ運転資金に非常に逼迫しているのですが、それから特に公庫なんかはまあ生業資金といふますか、主として零細企業の方の需要が多いのです。そこでやはり同じ中小企業の金融としても主として設備資金に對する貸出、それから中の方で大きい方の役割を果すものも、それから零細企業の方の貸出をやる機能というふうな／＼分れておるのです。ですからほかにまあ最近保険基金制度ができたとか、或いは協同融資制度が振が振つたとか、そういうことも結構ですが、それでまあ公庫の重荷が下りた、こういうお話があつたのですけれども、それはいろいろ分野が違つておるのじやないか、私はまだ世間重荷が下りたところか、まだ非常に公庫としてそういう零細企業者に貸付なければならない役割が非常に大きいのであつて、まだ／＼この程度の資金の金融限度拡張では足りない。まあ来年度も殖やすお考へでしようけれども、その点同じ中小金融機関がその中小企業に流すトネル、いろいろありまして、公庫の今後の機能はどういうふうな御理解になつておるかその点を。

○政府委員(舟山正吉君) 中小金融難のために公庫に對して相当の／＼の方面から融資の申込がある。それではかの中小企業金融の制度が整いまして、公庫の重荷が軽くなるであらうと申上げたのは、まあ公庫の方の實際業務の上から御覽になつての、御覽になり方からどうかと思つておるけれども、私共から見ても申しますと、例えは世間で少しは名の売れたような会社もなかなか金融が付かないので公庫に駆込んでおる。これに對して現実に融資されたかどうかはつきりいたしませんけれども、もう少し大規模の金融機関に駆つけて然るべき企業も、公庫にたくかく駆込んでおるという事象はあるのではないかと考へておる。公庫の貸付限度の五万なり十万なりが、余り現状から見て少な過ぎるかどうかというところは問題にいたしまして、大体金額を極めて少額にいたしましたのは、資金につきましても生産資金と名を付けておる。それから見ても分ります通り、まあ本当に零細な、企業と申すには余りにも小さいような個人的な営業というものを助ける趣旨であると思つておる。それに対して相対、まあ中小企業のうち比較的大きいものも公庫を頼りにしておるというやうな現状では別途の措置によりまして中小金融の促進を計つて参ります。そうしますれば公庫は本来の狙いどころといたしまして、極めて零細な生業資金というものの金融に専念できる、こういう意味で申上げた次第でございまして、先ず見返資金の中小融資の方も金額の増加方を要請中でございまして、現在の三百万円ぐらいから五百万円ぐらいにしたいというところも希望しておるわけでございます。ところが中小企業のうち比較的大きいところの金融を担当する、その主たるところを狙ひまして、今度措置を下されました中小企業信用保証制度なり、或いは従来からございする府県の信用保証協会の活動なりによつて参りた

お話があつたのですが、これは公庫ができた当時の物価事情から考へましてどうも低いように思つておる。その限度をもう少し上げられるような考へはあるのか、どの程度のお考へを持つておられるのか、御腹案でもありませんか。

○説明員(最上孝敏君) 公庫発足当時は一人当たり五万円だつたのでございまして。それを中頃から特別の場合十万円というふうなことにしまして、初めはかなりその特別を強く抑えておつたのであります。だん／＼需要が多くなりましたために最近では十万円程度がそれほど少くない計数になりました。今のところ私共の方の窓口などの担当者も少し上げてほしいという声がございます。今のところもう一つの限度といたしまして数人が共同に仕事をする場合の連帯貸付、これを最初は十人で五十万までとなつておりましたが、これを一人が十万まで上りましたので特別の場合十人で百万までということになつておる。百万でも少し足りないのじやないかという声が、これも前の一人について十萬の範囲内というほどではございせんが、これもちよ／＼聞くのであります。まだ私共の方として上げようというところまで決心がついておりません。

○木村禎八郎君 銀行局長にお伺いしたいのですが、中小金融の／＼な機関も最近政府が／＼始めたようでありまして、保険基金も一つ、それから見返からの協同融資とかい／＼あります。特に中小金融として資金難をかこつておるのはいわゆる零細企業です。最近の政府の中小金融に對する多くのものは設備資金に對する融資が多いようですが、ところが業者の方は設備資金よりもむしろ運転資金に非常に逼迫しているのですが、それから特に公庫なんかはまあ生業資金といふますか、主として零細企業の方の需要が多いのです。そこでやはり同じ中小企業の金融としても主として設備資金に對する貸出、それから中の方で大きい方の役割を果すものも、それから零細企業の方の貸出をやる機能というふうな／＼分れておるのです。ですからほかにまあ最近保険基金制度ができたとか、或いは協同融資制度が振が振つたとか、そういうことも結構ですが、それでまあ公庫の重荷が下りた、こういうお話があつたのですけれども、それはいろいろ分野が違つておるのじやないか、私はまだ世間重荷が下りたところか、まだ非常に公庫としてそういう零細企業者に貸付なければならない役割が非常に大きいのであつて、まだ／＼この程度の資金の金融限度拡張では足りない。まあ来年度も殖やすお考へでしようけれども、その点同じ中小金融機関がその中小企業に流すトネル、いろいろありまして、公庫の今後の機能はどういうふうな御理解になつておるかその点を。

い。一方資金源ということにつきましては財政資金も樹立されるのであります。そちらの方面の活動も相当活潑になるのじやないか、これらを一元として考えたいというのが私共の構想でございます。

○木村禮八郎君 この際ついでに中小企業だけじゃなく全体として年末金融の見通しと対策をお伺いしたいので

○政府委員(舟山正吉君) 年末金融が詰るのが毎年の例でございますが、去年あたりと比べますと、今年はいくらも金の支拂も去年は天候不順の加減で非常に遅れておつたのが、今年はそのうり事実もなかつた。それから又特需関係或いは輸出貿易関係で、とにかく

あ資金の手当が付いておる、こういう向きも相当あるのであります。ただ一面又金融の道に苦しんでおる面があることも事実でございます。金融界全体

といたしますと、余りここで特殊の資金を種差するということが適当でなからうと考へておるのであります。そこで金融の足らざるを補う、

こういう方策を取らざるを得ないのでございませうが、それにつきましてはやはり財政資金の放出、それはなかなか見返資金、これもなかなかいろいろ話を付けないならん面がございませうが、中小金融の分につきましては先般毎月一億から三億までの増額を認め

られました。これを放出を促進する。或いは電力等につきましても現実に必要でない問題だと思ひますが、できるだけ支拂を促進してもらう、これは大蔵社であります。それが下請にも廻つて行くことになるかと考へ

ます。それから国民金融公庫の増資と

いうことも、年内にその資金の相当部分が活用せられるわけでございます。有力な年末対策であると思ひます。更に商工中金につきましては先般年末資金所要量というものを調べましたところ、まあ四割内外の金は是非とも必要だということ、これは日本銀行から商工中金に對して貸出をする手配は付いておるよう

な次第でございます。その他の消極的対策といたしましては預金部資金、それから国庫保有金の市中金融機関への

○政府委員(舟山正吉君) 目下の状況につきましては、最近の日本銀行の観測によりますと四千二百億近くまで行くのではないかと見通しを立てておるようでございます。

○木村禮八郎君 見通しとして四千億開くらしいの越年資金であると言われ

ておりまして、最近では相当増えるような見通しですが、どのくらいの見込みですか。

○政府委員(舟山正吉君) 目下の状況につきましては、最近の日本銀行の観測によりますと四千二百億近くまで行くのではないかと見通しを立てておるようでございます。

○木村禮八郎君 これは月を越えてからの回収が問題になるのですが、それはどう見通しですか。

○政府委員(舟山正吉君) ただ年を越したものの回収につきましては、例年のごとく比較的急速に引込みまして、限外発行を長く持続するといつたようなことではないという見通しを立ててお

ります。

合に前の季節的な変動を反映するような状況になつて割合にノーマルになつて来たようです。ところが動乱後は一年と比べても、前年と比べても変動を呈している。ずつと下期にかけて殖えて来ている、やはり今後相当金融政策については甘く考えられないのではないかと、こういうようなお話であつたのですが、その考えは変りないよう

○政府委員(舟山正吉君) 只今のお話は私のほうとしましては変らないのであります。ただ九月以降日本銀行券

だけを見ますと、前年との幅が少しづつ狭がつておる。それも特需関係とか或いは輸出関係とか特殊の事情が

ありますので故意に抑へるつもりはないのであります。併し大体在再手を放つておりましたが、これを上界カブそのま

まにしておくことは、非常に注意すべき現象であると思ひます。

○木村禮八郎君 ドツジさんは大体明日あたり、今日帰るのですか、一番最後の難問だつたといわれる、見返資金と預金部資金、政府資金の運用ということにつきまして了解がついたのですか、どうですか。

○政府委員(舟山正吉君) ドツジ氏との金融政策に關しまする話合いは大体大きな方向はきまつたように聞いております。それでこれは従来聞いてお

りましたものと若干変わりました。見返資金でいろいろ運用を計画してあります。たもの、もつばら預金部資金のほうに移して行く、そして預金部資金のほうで金融債も相当に発行いたしました。民間に長期資金を供給する、こ

うように変つたようでございます。

るところを見ますと、見返りのほうの債務償還を余り、余りと言いますか五十億まだ未償還になつており、それを来年度に持越すというふうな新聞記事が出ておるわけですが、大体そういうふうになるわけですか。

○政府委員(舟山正吉君) ドツジさんとの話合ひの細目になりますとまだ大蔵大臣だけが承知してないので、私の方から申上げて正確でないことを恐

れるのでございますが、先程申しましたように見返資金からの運用は相当削減されるという事は事実のようでござ

います。

○木村禮八郎君 それでは後でその点は大臣に伺います。私の質問を打ち切ります。

○油井賢太郎君 私はこの際銀行局長に最近の金融機関に對する大蔵当局の方針についてちよつとお聞きをしたい

のですが、金融機関は成るほど預金者の保護をするという意味から嚴重な監督をなされることは当然のことと思つてお

ります。併しながらその場合監督が嚴重になりすぎるために、往々にして金融機関内部同士の争いというか葛藤というものをまき起して、一般産業に及ぼす影響は相当大きいということが方々において行われておるのであり

ます。一例を挙げますと、監督を嚴重にして不良貸出は成るべく整理しなくてはならぬことは当然であります。その不良貸出の場合の方法をどういうふうにするかという、むしろその貸

りいうような甘言をもつて釣り出していろいろのものをあとから入れさせて入れさせたときにおいて、自分の貸金と、そういう担保物件或いは前渡金というものを徴収させたものと見合

して、そこで以て金融機関が急に引緊めを行うということによつて貸出先の整理をする。結局その尻はどこに行くかというとその貸出先の相手方の、

わゆる取引先はその尻が参りまして前渡金を渡したところでもつて不良或いは、もう回収のできない貸ができてしまふというふうなことになる。

そういうふうなことからして無用のい

わゆる破産であるとか倒産というものを各地に起し、その尻は結局その各地の金融機関に転嫁されて金融機関

お互い同士の葛藤がまき起されておる。こういうことを当局は御存じになつておられるのか、そういうことを御存じになつていられるか、監督を嚴重に御正されて行かれる方針であるか、この際一つ明確に承わりたいと思ひま

す。

○政府委員(舟山正吉君) 金融機関の監督につきましては、預金者保護の見地から貸付の堅実化ということに對して重点を置いて指導して行くことは申すまでもないのでございませう。その他は金融機関にも自由競争の立場に立たせましてこの顧客先に対するサービスの競争をさすという方向に向つてお

わけでありませう。それでありませうから監督の結果といたしまして或いは不良債権につきまして回収を急がす場合もございませうし、或いは貸出をしてよつて以て取引先を救うという場合もございませう。そこは金融機関の自

主的な判断に任し、監督官庁といたしましてはただ一方的に回収だけを急いでしまつていいという指導はいたしておらないのであります。又回収を急がれたという企業の面におきましても、果してそういう措置をとられることが無理なんであるか、或いは止むを得ないものであるか、事情はいろいろあると思うので一概には申せないかと存じます。

○油井賢太郎君 今の局長の話によると銀行或いは金融機関の自主性によつて自由競争だからもう止むを得ないというふうな解釈されるのですが、無用の混乱を起させるような金融機関の措置に対して、大蔵当局としては何らの対策も、或いは指示ということもなされてないのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 金融機関の間に無用の競争が起つて弊害を生ずるといふようなことは極力避けておるのであります。ただこの全体の基調といたしましては金融機関が自主的に判断して貸出をなす、従つてその結果としては回収の能不能ということについて金融機関自身が責任を負うという建前であるのであります。現在政府からの命令融資とか或いは指示によりまして貸出をするとか、或いは引上げるというふうな措置はいたさない建前になつておるのであります。ただそれだけでは政府として特に中小企業等について不便な面もありませんので、今度は中小企業信用保険制度というふうなものも創設したい、そして何らかの形において政府において金融機関の活動を補強したい。又別途計画いたしておりまする日本輸出銀行の構想などにつきましても同じような思想が盛り込ま

れたものでございます。

○油井賢太郎君 局長のどうも答えは少し的はずれに近く聞えるのですが、具体的に申しますと、例えばAの銀行でその取引先に相当の貸出を行なつたところが、その貸出先の内容があまり最近芳しくないというふうな判断をする、その場合に何とかしてこの貸出を回収してしまわなくてはならないという事態が起きます。そういう際にいろいろ銀行に信用調査とか、或いは問合せというふうなことが他の方面から参りますと、今言つたようにその貸出した得意先は非常に信用状態が堅い、日本銀行の再割手形も十分にきている、実に立派な得意先であるというふうなことを回答し、それによつて他の人々は信用したしまして、その銀行のいわゆる得意先に対して前渡金を渡したり或いはその手形を發行し

たりというふうなことをするので、そうやつて置いて十分にその取引先いろいろ資金が集まつたところで以て今度は銀行として断固たる処置に出るというふうなことが事実これは出ているのがあるのです。そういうことは銀行当局ではお聞きになつたことがあつたのですか、或いはそういう点はお調べになつたようなことはないですか。これは今各地における破産、倒産の大きな原因がそういういわゆる金融機関の引緊めによるところの原因になつておるといふのが相当多いのです。つまり何とかな面倒を見て置けば立つて行くものをそつとやつて一つ倒れて、倒れた先のもので又倒れてというふうな状態に倒しになつて行くというのが現状の金融情勢の産業界に及ぼす実情です。こういうことは銀行当局は御存じにな

らないのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 今御指摘になりましたような事例が非常に沢山世の中にあるのかどうかということにつきましては、特に報告を受けておりませんが、そういうふうなことはまあ銀行の取引先に対するサービスの問題、親切心の問題であらうと思ひます。いわば一時うまい言葉で以て金の集まるようにして置いてそれをこつそりと取上げるといつたようなことは、それは甚だ金銭的な根性でございまして面白くないと考へます。併しそれを金融機関相互の間における或る程度の自由競争を認めまして、親切な金融機関が榮えて行くように、不親切な金融機関がだん／＼打倒されて行くようにという、まあこういうのが、現在の監督行政の建前であると考えております。

○油井賢太郎君 当局はそういうふうにお考えになつておられるかも知れませんが、事實は協調融資等において何か只今局長がおつしやつたような甘言を以て、いわゆる一行だけが特に担保の提供をうまいことをやつてしまつて、ほかの銀行はどうなつてもかまわないというふうなことで以て、その得意先の破綻を来しておることが事実あるのです。結局馬鹿を見た他の銀行はその仕返しにはかの仕事で以て今度はやはり返礼をする、これは当局としては実に大きなものだ。これは当局として一つお調べになつて若しそういう事実があつたような場合には相当警告を出されても然るべきかと思ひますが、そういう点についてはまだ報告がないというの、これはどういう機関

を通じて本省へ報告がないのか知らんけれども、当局として甚だ怠慢だと思ふのです。そういう点も十分に調査すべきところの機関が各地にある筈です。而も又そういう具体的な例も地方に行つて聞きますと分つておる筈な

方です。そういうのを本省の方へ知らせないというのもこれ又我々腑に落ちない点があるのです。もつとこういう点について当局としても意を用いて頂きたいというのを特にこの場合に申上げておきます。

○政府委員(舟山正吉君) 只今報告がないと申上げましたのは、その際もお断り申上げましたように、そういういわば他の金融機関を騙して自己の貸付金の回収だけを図るというふうな傾向が非常に盛になつておるかどうかという点については、報告がないと申上げたのでございまして、この金融機関の営業のやり方につきましては、大蔵省の金融機関の検査に当りまして、いろいろ事實を集めておるのであります。それでその事實は只今例にお引きになりましてたようなことばかりではない。いろいろ千差万別の例が出て来るわけでありまして、これは検査の都度その是正かたを命じておるのでござい

ましては、何もいわゆる監督とか何かはなさつていないのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 手形の再割適格性ということにつきましては、日銀の審査が非常に権威があるものでございませぬ。そのためにもいろいろの弊害が起つておるといふことはどういふことでもございませぬ。そういう手形を出す会社でありますればそれは相当しつかりした会社であると解釈して差支えないと思ひます。

○委員(小串清一君) ちよつと申上げますが、大分質疑が何しましたから、御発言がないようでありまして、これでは質疑は盡きたものと認めまして……

○油井賢太郎君 もう一つ追加して申上げたいのは、いわゆる日銀の再割適格手形というのがあるのですが、日本銀行でさえ再割をしてくれる手形の發行事業主であるならば、これはもう十分信用してもよいのじやないかというふうな一般では思ひがちになるのです。そのため大変な迷惑を及ぼすというふうな結果も又起つておるのでございまして、そういう点についてはもう当局と

○政府委員(舟山正吉君) この地方起債の枠と預金部資金の運用計画との枠の関係でございまして、この前私が申上げました通り、預金部としては今年度補正予算前に三百七十億の地方債引受の枠を用意しておつたのであります

が、別途地方債制度の面から、今年度の地方債の起債は補正前において三百億に限るべしという意見があるわけでありませう。そこで預金部といたしましては、地方債の起債になりまししたものは三百七十億までは引受の用意があり、それが可能であるというふうな状態にあるのでありますが、補正予算を合せました今年度の起債をどのくらいにするかにつきましては、大蔵大臣とドッジ氏と鏡意折衝いたしましたので、増額かたに努めておるのであります。大目鼻は付いたのかと思ひますが、ちよつとこれは私からお答えする限りではないのかと存じますが、大蔵大臣から申上げた方がいいのではないかと思ひます。

○委員長(小串清一君) 只今申上げましたが、質疑は盡きたものと認めて御異議ありませんか。

○木村禰八郎君 ちよつと結論だけですが、もう一つ。

○委員長(小串清一君) あなたは一つだけと言つたから、(そう慌てんでもいいじゃないか)と呼ぶ者あり) いや一應盡きた様子でしたからそう申上げたのです。

○木村禰八郎君 いや、答弁じや納得できないから、簡単なもので、ドッジさんの結論によつて今お話になつた三百七十億のあれは変らない、預金部の資金運用の余裕としては三百七十億に影響は起らない、こういうふうな解釈していいのです。見返資金の融通の枠が預金部にしわ寄せして来たのです。その結果として地方債の起債を今まで計画した余裕です、それには変更がないかどうかということ。○政府委員(舟山正吉君) 預金部の今

年度の今後の運用計画というものは、いろ／＼ドッジ氏から指示もあつたやうですから今後組直します。その際に地方債の枠三百七十億はこの事務当局の原案としてはやはり三百七十億として置いておこうと思ひます。それで別途ある地方債の起債がどれだけにきまるかによつて、或いは余力を生じまして翌年度に繰越すかも知れませんが、運用計画としては従来通り置いておきたいと思つております。

○森下政一君 私はこの法案にこだわらうてはないのですが、最上理事に一つお願いしておきたいと思ひます。あなたがこの間質問いたしました資金の配賦額をどういふふうな算定されるかということをお尋ねして、資料として物差だけのはつきり私共の手許へ配つて頂いたのでありますが、ところで物差ははつきりしたが、それによつて見ても、私は直扱なら直扱のほうを例に取つてみましても、本所に配賦されております額、それから例えば大阪、京都、名古屋、神戸、そういふふうな大都市が所屬しておるところに配賦されておる額を比較してみましても、どうも余り本所に配賦額が集中し過ぎておるといふ印象が抜けないのです。で、こういう物差で計つてみて、どういふ計算になるのかもわかりませんが、どうもそれが得心が行かないといふふうな思ふ。それからこの代理所ですかの扱ひなんかも、こうなつておると一方支所のあるところは比較的少いということがあるかも知れませんが、例えば名古屋のところは何か特殊な事情があるのかも知らんが、何か非常に多いですね。他の五大都市なんかの所屬しているところなんかに比べると

と多いというふうな印象を受けるので、すね。そこでまあ仮に直扱の分だけでも結構ですが、物差で実際に計られて、物差に割当ててこういふふうな結論が出たのだということを、或いは十四年度でも二十五年でもよろしいですが、これはそのお答えがあるまでの法案の審議をどういふふうなことを私言のうのじやないから、他日是非一つ参考に私共に明示して頂きたく思ひます。それだけお願いして置きたいと思ひます。

○油井賢太郎君 この際金融公庫の方にお伺ひしたいのですが、業務所は沢山殖えて非常に困民から喜ばれておる面が沢山あるのですが、これをもうつと殖やしてもらいたいのう要望も相当多い。それから一つの問題でも大きな問題は、一カ所だけでなしに二カ所ぐらいにして貰いたいという意向が多いのですが、将来はどんなふうな方針をお取りになるつもりですか。

○説明員(最上孝敏君) 業務所につきましては、私共の方の計画では来年度は八カ所を殖やして行くつもりでおります。そういう残るところを大体更にあつと二年たちまして、八カ所乃至十カ所ぐらい殖やしましてやります。各府県に万遍なく行くようになりまして、福岡県は二つございませう。北海道も二つ設置できる。東京も二カ所設置できる。それを目安にして準備いたしておきます。尙例えは新潟でございませうと静岡でございませうとか、あるいは大県になりませうと、もう一カ所実は欲しい気がいたすのでございませう。それは法律の改正が要りますので、そういうことからいたしませうと実現できない次第でございます。

それから先程御質問の各府県別の配賦額につきましては御註文の書類を作つて差上げたと思ひますが、これは最初の一回、二回の割当をいたしますと、き、本間に機械的のものを出してやりましてそれに若干の修正を加えた。それからあとは前の標準とそれからその後の申込の状況、それから私共の方の実際人員の配置の可能な状態、そういうことを考慮してあと／＼は決めて参つております。

○委員長(小串清一君) 御質疑は盡きたと認めまして差支えありませんか。

○委員長(小串清一君) 御異議ないもとのと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見お有りの方はそれぞれ賛否を明らかにして御申述べを願ひたいと思ひます。

○木村禰八郎君 私は本案に希望意見を付して賛成するものであります。希望意見を申しますのは、実は皆様の賛同を得て国民金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案を出したいと思つたのであります。その修正案は、国民金融公庫法昭和二十四年法律第四十九号の一部を次のように改正する。第三條第二項但書を削る。第五條第一項中「三十億円」を「百五十億円」に改める。第二十二條の二第一項中「政府から公庫の予算に定められた金額の借入金」を「第二十一條の規定に拘わらず、政府から借入金」に改め、同條に次の一項を加ふる。公庫は、第二十一條の規定に拘わらず、借入金を以て貸付けに充てることが出来る。附則1 この法律は、公布の日から施行する。2 第五條第一項の改正規定による資本金については、政府は、財政の事

情の許す限り、速かに拂込額がその資本金の金額に達するよう予算措置を講じなければならぬ。こういう修正案を皆様の御賛同を得て出したいと思つたのでありますけれども、時日間に合ひませぬし、又政府当局から話を承りますと次の国会に我々が希望しているような、その修正案に應ずるような改正を用意しているように窺えたのであります。従ひまして我々はこういふ希望に應ずるよう次の国会に速やかに公庫が預金部資金を十分に利用できるように、或いは又更に政府出資を殖やして貸出し限度を多くできるように措置されることを希望いたす次第でございます。更に又貸出限度の拡張、貸出金利の引下についても考慮したいとお話でございしたもので、こういうことも次の国会までにこれは貸出限度と金利引下は速かに早く実現して頂きたいのであります。そういう希望を付しまして本案に賛成するわけでありませう。公庫の中小金融緩和上に占める地位が非常に重大であるだけに、更にこの点について一層政府としても努力されることを重ねて希望いたしました。本案に賛成するものであります。

○委員長(小串清一君) 外に御意見もないようでございますが討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小串清一君) 御異議ないと思ひます。それではこれより採決に入ります。国民金融公庫法の一部を改正する法律案を衆議院の送付の原案通り可決することに賛成のお方の御拳手を願ひます。

〔議員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

○委員長(小串清一君) 御異議ないとして、御承認願うことに御異議ありませんか。

○委員(小串清一君) 御異議ないとして、御承認願うことに御異議ありませんか。

○委員(小串清一君) 御異議ないとして、御承認願うことに御異議ありませんか。

多数意見者署名

- 森下 政一 杉山 昌作
- 木村福八郎 高橋龍太郎
- 大矢半次郎 木内 四郎
- 岡崎 眞一 黒田 英雄
- 油井賢太郎 小宮山常吉

○委員長(小串清一君) ちよつとお話りいたしますが、会期が非常に短いので、午後特別録書復旧特別会計法案等の質疑を続行いたしたいと思います。御意見如何ですか。

○委員(小串清一君) それでは午後一時より再開をいたしまして、午前の会議はこれを以て終了します。

午後二時八分開会

○委員長(小串清一君) これより委員会を再開いたします。速記を止めて下さい。

午後二時九分速記中止

午後二時二十四分速記開始

○委員長(小串清一君) 速記を始めて下さい。本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十五分散会

出席者は左の通り。

委員

- 小串 清一君
- 大矢半次郎君
- 木内 四郎君
- 愛知 揆一君
- 岡崎 眞一君
- 黒田 英雄君
- 野澤 勝君
- 松永 義雄君
- 森下 政一君
- 小宮山常吉君
- 杉山 昌作君
- 高橋龍太郎君
- 油井賢太郎君
- 森 八三三君
- 木村福八郎君

政府委員

- 大蔵政務次官 西川甚五郎君
- 大蔵省主計局長 佐藤 一郎君
- 大蔵省銀行局長 舟山 正吉君
- 国民金融公庫理事 最上 孝敬君

十二月二日本委員会に左の事件を付託された

一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月二十七日)

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

特別録書復旧特別会計法案

特別録書復旧特別会計法案

(設置)

第一條 特別録書復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号。以下「法」という。)による特別録書の復旧工事(以下「復旧工事」という。)に關し、政府の行う録業者等からの納付金等の徴収及びその納付金等を財源とする復旧工事の費用の負担のための支出に關する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二條 この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三條 この会計においては、法第二十四條第一項の規定による納付金、法第二十三條第二項の規定による受益者負担金、法第二十六條の規定による寄付金、法第二十八條第一項の規定による返納金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、法第二十七條の規定による復旧工事に要する費用の負担のための交付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作製及び送付)

第四條 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第七條 この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、これを大蔵省預金部に預け入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第八條 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

第十條 この会計において、前項の規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

(剰余金の繰入)

第十一條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

(支出未済額の繰越)

第十二條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、特別録書復旧臨時措置法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第 号)施行の日から施行する。

昭和二十五年十二月十八日印刷

昭和二十五年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所